

【ご参考資料】

2017年7月20日
野村アセットマネジメント株式会社

「アジア・プラス（円コース／アジア通貨戦略コース）」 2017年7月19日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「アジア・プラス（円コース／アジア通貨戦略コース）」（以下、ファンドといいます。）の2017年7月19日決算の分配金についてご案内いたします。

今回の決算におきまして、基準価額水準等を勘案し、「アジア通貨戦略コース」の分配金を引き下げることいたしました。「円コース」につきましては、前回決算の分配金額からの変更はございません。「アジア通貨戦略コース」の分配金引き下げに関する説明については、次ページをご参照ください。

分配金額と基準価額は下表の通りです。

【分配金】（1万口当り、課税前）

ファンド	円コース	アジア通貨戦略コース
分配金額	10円	40円
（前回決算）	（10円）	（60円）
決算日の基準価額	10,497円	8,557円
（前回決算）	（10,323円）	（8,347円）
決算日の基準価額 （分配金込み）	11,014円	11,787円
（前回決算）	（10,821円）	（11,444円）
分配金額設定来累計	480円	2,860円

前回決算：2017年6月19日、設定日：2013年5月31日

* 基準価額（分配金込み）とは、設定日前日を10,000円として、税引き前分配金を分配日に再投資したものと計算した分配金込み修正基準価額です。ファンドの騰落率は、分配金を課税前再投資したものと計算しております。従って、実際のファンドにおいては、課税条件によって受益者ごとに異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。基準価額は、当該ファンドの信託報酬控除後の価額です。

* 分配金は、投資信託説明書（交付目論見書）記載の「分配の方針」に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式、債券およびリート等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します（また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込にあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

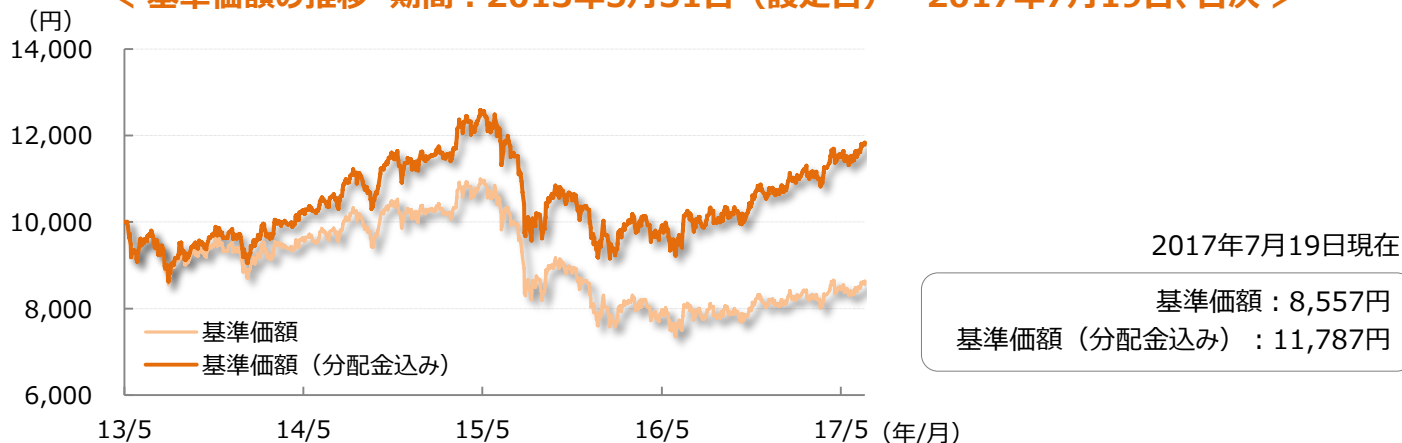
「アジア通貨戦略コース」分配金引下げの背景

「アジア通貨戦略コース」の基準価額は、2015年5月末頃より下落基調となり、2017年7月19日現在8,557円となりました。2015年5月末からの基準価額の騰落率は－21.8%、また分配金を加味した基準価額（分配金込み）の騰落率は－5.9%でした。主な要因としては、ファンドの主な投資先であるアジア高配当株が下落したことなどがあげられます。

アジア高配当株は、2015年5月以降、中国経済の成長鈍化懸念の高まりや原油などの商品価格安などを背景に、投資家のリスク回避姿勢が強まったことなどから軟調に推移し、またアジア通貨が対円で下落したことなどを受け、その結果、基準価額は下落基調となりました。

その後、2016年に入り、中国の景気減速懸念が和らいだことや、米国の長期金利の上昇が一服し、アジア市場からの資金流出懸念が後退したことなどを背景に、アジア高配当株は概ね堅調に推移しました。また2016年後半以降は、アジア通貨が対円で上昇したことなども受け、基準価額（分配金込み）は上昇基調となりました。しかし、基準価額については、過去における分配金の支払いなどにより8,000円台の水準で推移しており、回復基調になっていません。このような基準価額水準等を勘案し、今回の決算において分配金を60円から40円に引き下げることをいたしました。

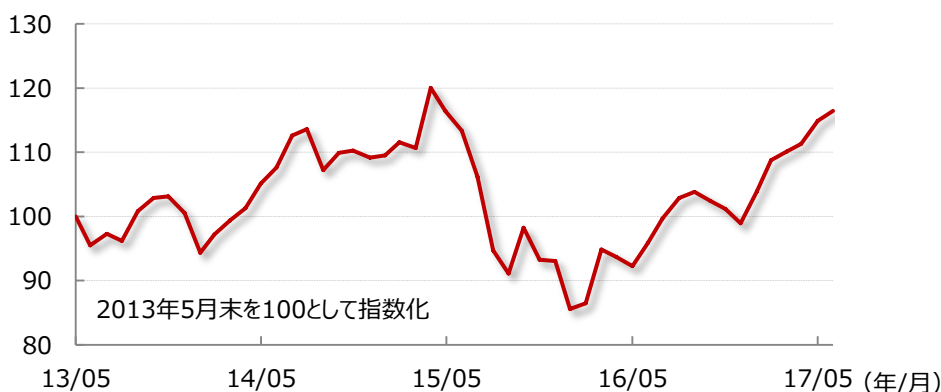
＜ 基準価額の推移 期間：2013年5月31日（設定日）～2017年7月19日、日次 ＞



基準価額（分配金込み）とは、設定日前日を10,000円として、税引き前分配金を分配日に再投資したものと計算した分配金込み修正基準価額です。ファンドの騰落率は、分配金を課税前再投資したものと計算しております。従って、実際のファンドにおいては、課税条件によって受益者ごとに異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。基準価額は、当該ファンドの信託報酬控除後の価額です。

上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

＜ ご参考 アジア高配当株の推移（米ドル建て）期間：2013年5月末～2017年6月末、月次 ＞



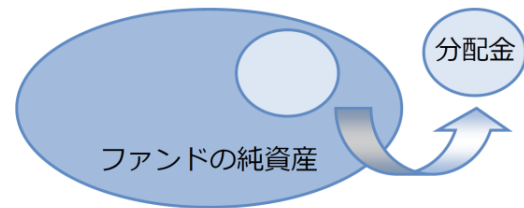
アジア高配当株式：MSCIオールカントリー・アジア（除く日本）・ハイ・ディビデンド・イールド・インデックス（配当込み）

（出所）FactSetデータより野村アセットマネジメント作成

上記は過去のデータであり、将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【分配金に関する留意点】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



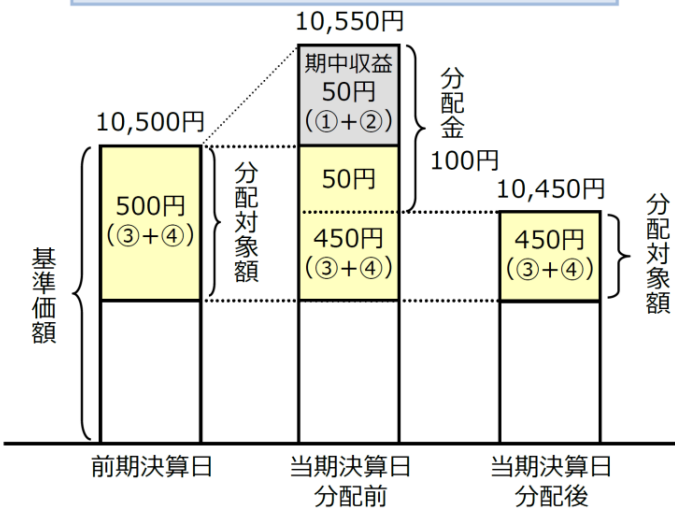
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

- ・ 計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

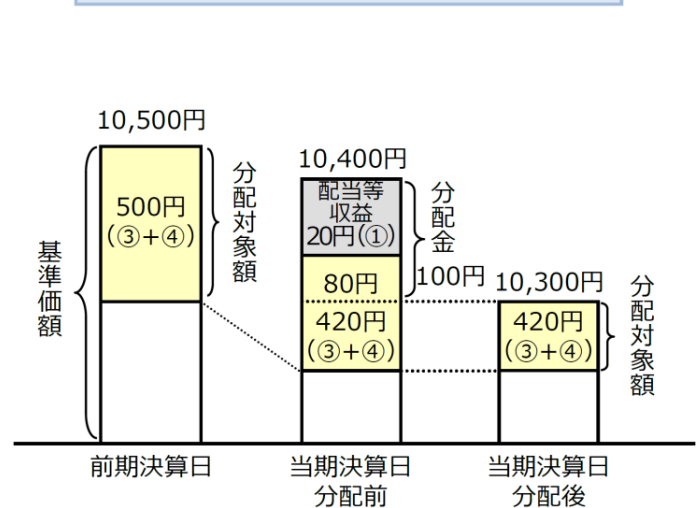
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合

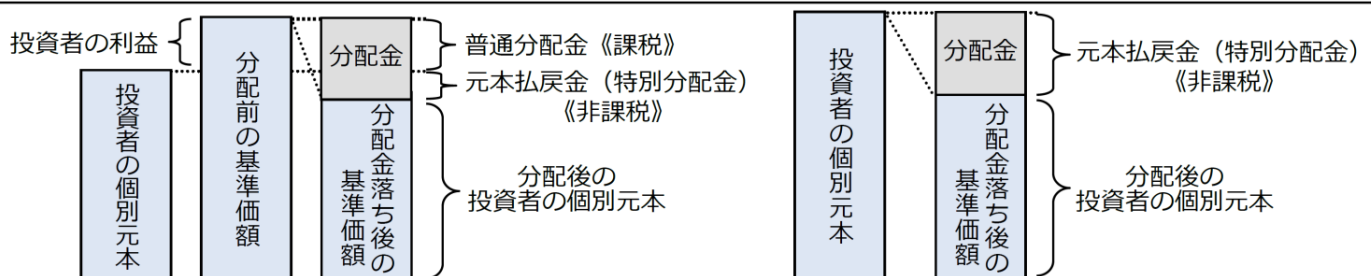


前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

【ファンドの特色】

- 「アジア・プラス」は、投資する外国投資信託において為替取引手法の異なる2つのコース(円コース、アジア通貨戦略コース)およびマネープールファンドから構成されています。

●円コース/アジア通貨戦略コース(以下、総称して「各コース」)

- ◆高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ◆アジアの高配当利回り株(「アジア高配当株」といいます。)、アジア債券、アジアREITを実質的な主要投資対象※とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネーマーケット マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

アジア高配当株	アジア諸国・地域の企業が発行する高配当株およびアジア諸国・地域において主要な事業活動に従事しているアジア諸国・地域外に籍を置く企業が発行する高配当株
アジア債券	アジア諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業が発行する債券(転換社債を含みます。)およびアジア諸国・地域において主要な事業活動に従事しているアジア諸国・地域外に籍を置く企業または国際機関が発行する債券(転換社債を含みます。)
アジアREIT	アジア諸国・地域の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券

- ◆円建ての外国投資信託「ノムラ・セレクション・ファンドーアジア・プラス」および国内投資信託「野村マネーマーケット マザーファンド」を投資対象とします。

・「ノムラ・セレクション・ファンドーアジア・プラス」には、為替取引手法の異なる2つのクラスがあります。

各コース	各コースが投資対象とする外国投資信託の為替取引手法
円コース	組入資産を、原則として対円で為替ヘッジを行ないます。
アジア通貨戦略コース	組入資産について、原則として、実質的に当該組入資産にかかる通貨を売り、選定通貨※を買う為替取引を行ないます。

※選定通貨は、投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社が選定した通貨を指します。

詳細は、交付目論見書の「各コースが投資対象とする外国投資信託の概要」の投資方針をご覧ください。

- ◆通常状況においては、「ノムラ・セレクション・ファンドーアジア・プラス」への投資を中心とします※が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常状況においては、「ノムラ・セレクション・ファンドーアジア・プラス」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

- ◆各コースはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ◆アジアの資産については、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポール・リミテッドが運用を行ないます。
- ・アリアンツ・グローバル・インベスターズ・シンガポール・リミテッドは、各コースが投資する外国投資信託の副投資顧問会社です。

●マネープールファンド

- ◆安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
- ◆円建ての短期有価証券を実質的な主要投資対象※とします。
- ※「実質的な主要投資対象」とは、「野村マネーマーケット マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。
- ◆「野村マネーマーケット マザーファンド」への投資を通じて、残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- ◆ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

●「アジア・プラス」を構成するファンド間で、スイッチングができます。

●分配の方針

- ◆各コース
- 原則、毎月19日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
- 分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、市況動向や基準価額水準等によっては、分配金額が大きく変動する場合があります。

◆マネープールファンド

- 原則、毎年2月および8月の19日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。
- 分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- *委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

各ファンド（「マネープールファンド」を除く）は、投資信託証券への投資を通じて、株式、債券およびREIT（不動産投資信託）等に実質的に投資する効果を有しますので、当該株式の価格下落、金利変動等による当該債券の価格下落、当該REITの価格下落や、当該株式の発行会社、当該債券の発行体および当該REITの倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により基準価額が下落することがあります。

「マネープールファンド」は、債券等を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落することがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

【お申込メモ】

- 信託期間 平成35年8月21日まで(平成25年5月31日設定)
- 決算日および収益分配 【各コース】
年12回の毎決算時(原則、毎月19日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
【マネープールファンド】
年2回の毎決算時(原則、2月および8月の19日。休業日の場合は翌営業日)に分配の方針に基づき分配します。
- ご購入価額 ご購入申込日の翌営業日の基準価額
- ご購入単位 1万口以上1万口単位(当初元本1口＝1円)
または1万円以上1円単位
なお、「マネープールファンド」は、スイッチング以外によるご購入はできません。
※ご購入単位は販売会社によって異なる場合があります。
- ご換金価額 ご換金申込日の翌営業日の基準価額
- スイッチング 「アジア・プラス」を構成するファンド間でスイッチングが可能です。
※販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。
- お申込不可日 各コースは、販売会社の営業日であっても、下記に該当する場合には、原則、ご購入、ご換金、スイッチングの各お申込ができません。
○申込日当日が以下のいずれかの休業日と同日の場合または12月24日である場合
・ルクセンブルグの銀行 ・シンガポールの銀行
○申込日当日が、香港の連休等で、ご購入、ご換金のお申込の受付を行わないものとして委託会社が指定する日の場合
- 課税関係 個人の場合、原則として分配時の普通分配金ならびに換金時(スイッチングを含む)および償還時の譲渡益に対して課税されます。ただし、少額投資非課税制度などを利用した場合には課税されません。なお、税法が改正された場合などには、内容が変更になる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

【当ファンドに係る費用】

(2017年7月現在)

◆ご購入時手数料	ご購入価額に3.78%(税抜3.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 ＜スイッチング時＞ 販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 なお、「マネープールファンド」へのスイッチングの場合は無手数料 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
◆運用管理費用 (信託報酬)	【各コース】 ファンドの純資産総額に年0.7884%(税抜年0.73%)の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。 ○実質的にご負担いただく信託報酬率 年1.9184%程度(税込) ※ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。 【マネープールファンド】 ファンドの純資産総額に年0.594%(税抜年0.55%)以内(平成29年5月17日現在年0.001188%(税抜年0.0011%))の率を乗じて得た額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
◆その他の費用・手数料	組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、ファンドに関する租税等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。
◆信託財産留保額 (ご換金時・スイッチングを含む)	ありません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

- 【ご留意事項】・投資信託は金融機関の預金と異なり、元本は保証されていません。・投資信託は預金保険の対象ではありません。
・登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度が適用されません。

当資料で使用した市場指数について

- MSCIオールカントリー・アジア（除く日本）・ハイ・ディビデンド・イールド・インデックスはMSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

◆設定・運用

野村アセットマネジメント

商号：野村アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第373号
加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会

ファンドの基準価額等についてのお問い合わせ先：野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ ☎0120-753104



★インターネットホームページ★



★携帯サイト★

(受付時間)営業日の午前9時～午後5時

<http://www.nomura-am.co.jp/><http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的として野村アセットマネジメントが作成したものです。当資料中の記載事項は、全て当資料作成以前のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。ファンドは、株式、債券およびリート等の値動きのある有価証券等に実質的に投資します(また、外貨建資産に投資しますのでこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。ファンド運用による損益は、すべて受益者に帰属します。お申込にあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

お申込みは

金融商品取引業者等の名称		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。